

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

渋川市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1 旧渋川市地域

#### (1) 現況

本地域は吾妻川や利根川に接する豊かな水資源を基に、群馬用水の給水などを利用し、平坦部では米麦の二毛作が行われ、中山間地域においては蔬菜類の他に果樹園芸を主体とした観光農業等地域の特性を生かした農業が盛んに行われている。しかし、平坦部の農業地域においては、近年、開発が進み、商業地や宅地と農地の混在化が顕著となってきた。このため、農業者以外の住民も含む地域共同活動による農業資源の保全活動が必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減等にも配慮を行うと共に、農業生産活動を維持させることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2 旧伊香保町地域

#### (1) 現況

本地域は、市の西部榛名山麓の斜面に位置し、観光地として有名な伊香保温泉を主体とした観光産業の活発な地域であり、他地域に比べ農業経営が小規模で専業農家も少ない。また、限られた水資源を利用しててきた地域であり、水路等の農業用施設の維持管理が必要となっている。農業と観光産業の混在する地域であることから、地域全体での取組による農地の多面的機能の保全が必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、観光産業等との共存を考えた、自然環境の保全や景観形成と共に環境負荷の軽減に配慮した農業生産活動を推進することにより、地域の産業や特色にあった農地の役割を維持し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 旧小野上村地域

#### (1) 現況

本地域は、市の北西部に位置しており、山林面積が多く傾斜地の農地も多い。南を吾妻川と接しているが、主に地域内を流れる河川からの豊富な水源があり、ため池や農業用水路を活用し小規模ながら多種多様な農業を展開している。小野上温泉を主体とした観光資源もあり、直売所等を利用した観光農業も盛んであるが、地域全体の高齢化や少子化が進み、農業後継者不足等が問題となっている。

このようなことから、農業者のみではなく地域全体での農村資源の保全管理を考慮した活動が必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し地域共同活動による農村資源の保全管理と地域の特性を生かし、環境負荷の軽減に配慮した農業生産活動を維持することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 4 旧子持村地域

#### (1) 現況

本地域は、市の北部に位置し、平坦部では、米麦や蒟蒻の栽培、イチゴ等の観光農業が盛んであり、中山間地域では果樹栽培が行われる等多種多様な農業生産活動が行われている。蒟蒻栽培は全国でも有数の産地であり、群馬用水を利用した畠地かんがい施設や水路の整備により活発な農業生産活動が行われている。また、東部の平坦地では、国道やバイパス沿線の開発が進んでいる。このようなことから、農業者のみではなく地域全体での農業資源の保全管理を考慮した活動が必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3号第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動や農村資源の維持、環境負荷の軽減に配慮した農業生産活動を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 5 旧赤城村地域

#### (1) 現況

本地域は、市の北東部赤城山麓に位置し、群馬用水、赤城西麓用水を基にした畠地かんがい施設等豊かな水資源を持ち、平坦部では米作が盛んであり、中山間地域は蒟蒻などの畠作が行われる他、県内有数の畜産地域となっている。また、イチゴやブルーベリー栽培等の観光農業も盛んであるが、畜産・畠作等を問わず後継者も少なくなり高齢化や少子化が問題となっている。このようなことから、

農業者のみではなく地域全体での農業資源の保全管理を考慮した活動が必要である。

## (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、安定した農業生産・農業経営の維持及び農村資源の維持、環境負荷の軽減に配慮した農業生産活動を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 6 旧北橘村地域

### (1) 現況

本地域は、群馬用水や多数のため池等の水資源に恵まれ、米作をはじめネギやほうれん草等の蔬菜類の栽培も多く、花卉類の栽培や園芸施設を利用した農業も盛んである。また、酪農など畜産業も多く多種多様の農業生産活動が行われている。他地域と同じく農業者の高齢化が進み、地域全体での農村資源の維持管理が必要となっている。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、地域の特性を生かした農村資源の保全管理と農業生産活動を維持、環境負荷の軽減に配慮した農業生産活動を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| 実施を推進する区域                                  | 実施を推進する事業        |
|--|------------------|
| 促進計画区域全域<br>(農業振興地域)                       | 法第3条第3項第1号に掲げる事業 |
| 旧小野上村(山村振興法指定地域)、旧子持村及び旧赤城村地域<br>(群馬県特認地域) | 法第3条第3項第2号に掲げる事業 |
| 促進計画区域全域<br>(農業振興地域)                       | 法第3号第3項第3号に掲げる事業 |
|  |                  |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能發揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他の促進計画の実施に關し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施できるものとする。また、法第3条第3項第2号、第3号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるよう、推進組織を活用できるものとする。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）に掲げる事業に係る対象農用地の基準等については別紙のとおりとする。